

実績評価書

(厚生労働省1(IX-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標IX-1-1) 基本目標IX:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、障害者等の社会参加及び地域社会における共生を支援するために実施している。</p> <p>○ 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)」</p> <p>○ 同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)</p> <p>○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の19で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害児支援等の提供体制の整備及び円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害児福祉計画)</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進しており、障害者が地域生活に移行する際の受け皿となるグループホームは、約10年間で利用者が倍増している。 また、共同生活ではなく一人暮らしを希望する障害者も多くいることから、日常生活における課題を把握し情報提供や助言を行う自立生活援助等の充実を図っていくことが重要である。 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況等に応じた支援を実施しているところであるが、利用者の重度化・高齢化等を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備を推進している。 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めてきている。このような支援の結果、一般就労に移行する障害者が増加している中で、一般就労に移行した後の定着が課題となっている。</p>				
<p>2</p>	<p>入院医療のみに頼らず精神障害者が地域で生活しながら医療を受けられるよう、精神障害者の急性増悪等への対応や外来医療の充実等を推進する「入院医療中心から地域生活中心」という理念に基づき、様々な施策を行ってきた結果、長期入院患者の年齢階級別の入院受療率は低下傾向にある。 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という新たな政策理念の実現に向けた取組を推進しているところである。</p>					
<p>3</p>	<p>障害児については、児童福祉法第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定されており、障害児本人の最善の利益を優先して考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>障害者の地域生活を総合的に支援する</p>		<p>障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進し、障害福祉サービス等の充実を図ることは、共生社会の実現に寄与すると考えられるため。 加えて、地域での自立した生活の基盤を確保するため、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めており、また、一般就労後の職場への定着により、より安定した生活を営むことが可能となると考えられるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>		<p>精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにすることは、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。</p>			
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>障害児支援の提供体制の整備等</p>		<p>障害児及びその家族が、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるよう、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成28年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>1,043,545,123</p>	<p>1,733,626,251</p>	<p>1,846,452,479</p>	<p>1,972,261,897</p>	<p>2,125,279,825</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>11,948,642</p>	<p>11,948,642</p>	<p>-6,829,260</p>	<p>1,538,412</p>	<p>220,844</p>	<p>33,193,230</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>7,966,498</p>	<p>7,966,498</p>	<p>258,592</p>	<p>42,936</p>	<p>13,554,991</p>	<p></p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>1,063,460,263</p>	<p>1,063,460,263</p>	<p>1,727,055,583</p>	<p>1,848,033,827</p>	<p>1,986,037,732</p>	<p></p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>1,627,110,137</p>	<p>1,627,110,137</p>	<p>1,715,926,396</p>	<p>1,810,376,641</p>	<p>1,905,511,029</p>	<p></p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>153.0%</p>	<p>153.0%</p>	<p>99.4%</p>	<p>98.0%</p>	<p>95.9%</p>	<p></p>

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成22年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担を法律上明確化 等 ○障害者の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が同法の対象となることを明確化 ○相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 等 ○障害児支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等
	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成24年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における自立した生活のための支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設 ○障害者の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ○障害者に対する支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の対象拡大 ・ケアホームとグループホームの一元化 等 ○サービス基盤の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(公布)	平成28年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の望む地域生活の支援充実 <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設(自立生活援助) ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設(就労定着支援) 等 ○障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設(居宅訪問型発達支援) 等

達成目標1について

障害者の地域生活を総合的に支援する

測定指標

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標1 (第5期障害福祉計画による) 福祉施設入所者の地域生活 への移行者数 (アウトカム)	福祉施設への入所から地域生活への移行という課題に対応したサービス提供体制の整備を進めており、その効果を測定するため、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成28年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(×)	
	12.1万人 (入所者数)	0.4万人	0.6万人	0.8万人	1.0万人 (単年度で 0.2万人)	集計中(10 月頃公表予 定)	0.9万人以上			
年度ごとの目標値	-		-	1.6万人	-	-				
指標2 (第5期障害福祉計画による) グループホームの月間の利 用者数 (アウトプット)	障害者の地域における生活の継続が図られるようにするため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る必要があることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して毎年設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(○)	
	-	10.2万人	10.8万人	11.5万人	12.3万人	集計中(10 月頃公表予 定)	13.6万人			
年度ごとの目標値	-		10.4万人	11.3万人	12.2万人	12.2万人	13.0万人			
指標3 (第5期障害福祉計画による) 地域生活支援拠点等の整備 数 (アウトカム)	地域には、障害者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(○)	
	-	-	-	181カ所	321カ所	集計中(10 月頃公表予 定)	819カ所			
年度ごとの目標値	-		-	545カ所	-	-				
指標4 (第5期障害福祉計画による) 自立生活援助の月間の利 用者数 (アウトカム)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスである自立生活援助は、障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保される観点から必要なものであるため、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して毎年設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	-	
	-	-	-	-	0.06万人	集計中(10 月頃公表予 定)	0.7万人			
年度ごとの目標値	-		-	-	0.5万人	0.6万人				
指標5 (第5期障害福祉計画による) 一般就労への年間移行者数 (アウトカム)	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通である社会を目指していく必要があるとの考えに基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(△)	
	1.6万人	1.4万人	1.6万人	1.6万人	2.1万人	集計中(10 月頃公表予 定)	2.3万人			
年度ごとの目標値	-		-	1.9万人	-	-				

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標6 (工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額 (アウトカム)	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。なお、第4次障害者基本計画(平成30年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(○)	
—	15,033円	15,295円	15,603円	16,118円	集計中(10月頃公表予定)	前年度の平均工賃月額を上回る				
年度ごとの目標値	/	—	—	15,295円	15,603円	16,118円	/			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標7 (第5期障害福祉計画による)就労移行支援の利用者数 (アウトカム)	一般就労への移行を推進するためには、事業所内や企業における作業や実習、求職活動の支援、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施する就労移行支援事業の利用者数を増加させる必要があることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(×)	
—	3.1万人	3.2万人	3.4万人	3.4万人	集計中(10月頃公表予定)	5.3万人				
年度ごとの目標値	/	—	—	4.3万人	—	—	/			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標8 (第5期障害福祉計画による)就労定着支援に関する指標 (アウトカム)	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行い、職場への定着を支援する必要があることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	—	
—	—	—	—	—	集計中(10月頃公表予定)	1年後の就労定着率80%				
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	80%	/			

達成目標2について		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築								
測定指標	指標9 (第5期障害福祉計画による)入院1年以上の長期入院患者数 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画における目標数値を集計し、3年毎の全体での目標数値を設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	(△)
18.5万人	18.1万人	17.9万人	17.4万人	17.1万人	16.5万人	15.9万人				
年度ごとの目標値	/	—	—	15.4万人	—	—	/			

達成目標3について		障害児支援の提供体制の整備等								
指標10 児童発達支援センターを設置している自治体数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 児童発達支援センター(児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。)については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要であるため。 ※平成29年度以前は、障害児福祉計画策定前であり、設置自治体数の把握ができていないため請求事業所数を参考数値として記載している。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○	—	
—	—	—	—	551箇所	集計中(10月頃公表予定)	各市町村(1,747)に1箇所以上				
参考数値(請求事業所数)	568	600	634	/	/	/				
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/			

測定指標	指標11 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		保育所等訪問支援(児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要があるため。 ※平成29年度以前は、障害児福祉計画策定前であり、設置自治体数の把握ができていないため、請求事業所数を参考数値として記載している。								
		基準値	実績値					目標値		
		—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
		—	—	—	—	728箇所	集計中(10月頃公表予定)	すべての市町村(1,747)で体制を構築		
		参考数値(請求事業所数)	412	470	546					
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る必要があるため。 ※平成29年度以前は、障害児福祉計画策定前であり、設置自治体数の把握ができていないため、請求事業所数を参考数値として記載している。								
		基準値	実績値					目標値		
—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
—	—	—	—	998箇所	集計中(10月頃公表予定)	各市町村(1,747)に1箇所以上				
参考数値(請求事業所数)	560	719	897							
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—				
							○	—		
							○	—		

※平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

※障害児福祉計画は平成30年度が始期であるため、平成27年度～平成29年度実績値については、国保連データ(各年度3月提供分)による請求事業所数を参考値として記載している。

※指標12の参考値について、放課後等デイサービス事業所数は、重症心身障害児に授業終了後に行う場合の単価を請求した事業所数を計上している。

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)④【進展が大きくない】</p> <p>(判定結果)B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等の提供体制については、国が作成する基本指針に即して、地方自治体が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成し、これら計画に基づいて障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を進めているところである。 ・ 指標1(福祉施設入所者の地域生活への移行者数)については、令和元年度実績値は集計中であるが、直近で判明している平成30年度の実績値や増加のペースを踏まえると、令和2年度中に目標値を達成するのは困難であることが見込まれる。 ・ 指標2(グループホームの月間の利用者数)については、令和元年度実績値は集計中であるが、平成27年度以降一貫して増加傾向にあり、平成27年度から平成30年度までの増加ペース(年平均0.7万人)を維持すれば、令和元年度も目標値を達成することが見込まれることから、目標値を達成しているとみなせると判断した。 ・ 指標3(地域生活支援拠点等の整備数)については、令和元年度実績値は集計中であるが、直近で判明している平成30年度の実績値を踏まえると、令和2年度中に概ね目標を達成すると見込まれる。 ・ 指標4(自立生活援助の月間の利用者数)については、令和元年度実績値は集計中であり、直近の実績値から傾向を判断することも難しいため、判定不能。 ・ 指標5(一般就労への年間移行者数)については、令和元年度実績値は集計中であるが、直近で判明している平成30年度の実績値や増加のペース(年平均0.23万人)を踏まえると、令和2年度中に概ね目標を達成すると見込まれる。 ・ 指標6(就労継続支援B型等の平均工賃月額)については、令和元年度実績値は集計中であるが、平成27年度から平成30年度までの間、毎年度目標値を達成し、平均工賃月額は順調に増加を続けていることから、目標値を達成しているとみなせると判断した。 ・ 指標7(就労移行支援の利用者数)については、令和元年度実績値は集計中であるが、平成27年度から平成30年度までの増加ペース(年平均0.1万人)を踏まえると、令和2年度に目標値を達成するのは困難であるが見込まれる。 ・ 指標8(就労定着支援事業による職場への定着状況)については、令和元年度の実績値を集計中であり、速報値等の指標がないため判定ができない。 ・ 指標9(1年以上の長期入院患者数)については、平成27年度以降減少を続けているが、減少ペース(年平均0.4万人)を踏まえると、令和2年度に概ね目標を達成すると見込まれる。 ・ 障害児支援の提供体制の整備等に関する指標10～指標12については、いずれも令和元年度実績値は集計中であり、直近の実績値から傾向を判断することも難しいため、判定不能。 ・ 以上より、一部の指標については目標が達成できなかったが、目標値や実績値は市町村ごと・都道府県ごとの障害福祉計画や障害児福祉計画に記載された値の合計であり、実際に目標を達成している自治体も存在することから、令和2年度に目標値を達成するため、先進自治体における好事例を収集し、目標を達成できなかった自治体に対し一層周知を図っていくことも踏まえ、目標達成度合いの測定結果としては④(進展が大きくない)、総合判定としてはB(達成に向けて進展あり)と判断した。
<p>総合判定</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:障害者の地域生活を総合的に支援する】 (施設入所者の地域生活への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行に向けては、地域における居住の場としてのグループホーム(指標2)や地域での一人暮らしの支援となる自立生活援助(指標4)の月間利用者数は増加している。 ・ しかしながら、福祉施設入所者の地域生活への移行者数(指標1)については、令和2年度の目標達成が困難な状況にある。この要因としては、入所施設から地域生活への移行を進めてきた結果、入所者に占める重度障害者の割合が年々高まっていること、また、地域において手厚い支援が必要となる重度障害者の受入体制の整備が十分に進んでいないことから、過去の地域移行実績値と同程度の水準とした目標値を達成することが困難な状況となっていると考えられる。 ・ 一方で、地域での一人暮らしの支援となる自立生活援助(指標4)の月間利用者数は微増となっており、一層の取組が必要な状況である。 ・ また、地域生活支援拠点等の整備(指標3)についても同様に、令和2年度における目標達成に向け、一層の取組が必要な状況である。 <p>(福祉施設から一般就労への移行等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設から一般就労への移行等に向けては、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用経て一般就労へ移行した者の数(指標5)は増加傾向にあることから、施策が一定程度有効に機能していると考えられるが、就労移行支援の利用者数(指標7)については、令和2年度の目標達成が困難な状況にある。 ・ この要因としては、平成30年度以降、就労移行支援事業所数が減少していることや、平成30年4月の障害者雇用率引き上げにより、企業における障害者の採用意欲が高まり、就労移行支援事業所の利用を経ずに企業に就職する障害者が増えたため、就労移行支援事業所の利用者数が伸び悩んだことなどが考えられる。 ・ 一般就労が困難な障害者の自立した生活の支援を生活を支援する観点から、就労支援継続支援事業所等に対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業の実施、複数事業所が共同して受注・情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備、企業と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを図ることなどの取組を行っている。これらの結果として、平均工賃月額(指標6)は順調に増加していることから、これらの取組は有効に機能していると評価できる。

評価結果と
今後の方向性

施策の分析

<p>【達成目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指標9については、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるため、平成29年度から開始した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や精神障害者の住まいの確保支援に係る事業、入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業など、1年以上の長期入院の予防や入院者の円滑な地域移行に向け補助事業を実施している。・ さらに、普及啓発事業において、地域住民への精神障害の理解を促し、精神障害者が地域で生活しやすい環境づくりを行うことに加え、今後は、メンタルの課題を抱える人への地域住民による支援や早期の相談・受診につながるような取組も行うことにより、入院者数の減少に資することも想定される。・ こうした事業の効果については、直ちに数値として表れにくい特徴があるが、長期入院患者数は平成29年度から2年間で0.6万人減少しており、一定の効果が出つつあると評価できる。当該事業について、平成29年度は参加自治体が14であったが、令和2年度の参加自治体は101まで増加しているため、当該事業の各自治体での確実な実施により、目標達成の効果が見込まれる。
<p>【達成目標3:障害児支援の提供体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1箇所以上設置する(指標10)とともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保(指標11)を目標として掲げているが、いずれも平成30年度末における達成状況は十分とは言えず、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を引き続き目指す必要がある状況である。・ また、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後サービス事業所についてすべての市町村で1箇所以上確保する(指標12)ことを目標としているが、平成30年度末における達成状況は十分とは言えない。一方で、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村(または圏域)に設置することについては、都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある状況である。
<p>(効率性の評価)</p>
<p>【達成目標1:障害者の地域生活を総合的に支援する】</p> <p>【達成目標3:障害児支援の提供体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの計画的な確保を進めているが、3年に一度経営実態調査等を行うなど、利用実績を踏まえて予算措置しており、目標達成に向けた取組は効率的に実施されていると評価できる。・ 障害のある方の移動や意思疎通の支援、障害のある方に対する日常生活用具の給付等、市町村・都道府県が地域の特性や障害のある方の状況に応じて柔軟かつ計画的に実施する事業(地域生活支援事業)についても、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて事業メニューの見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。
<p>【達成目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指標9については、当該事業参加自治体の増加や執行状況を踏まえ、効率的に事業効果を上げるため、予算額の見直しや事業メニューの追加等を行って。目標値にはやや届かないものの、着実に長期入院の患者は減少していることから、効果的に実施できていると評価できる。
<p>(現状分析)</p>
<p>【達成目標1:障害者の地域生活を総合的に支援する】</p> <p>(施設入所者の地域生活への移行)</p> <ul style="list-style-type: none">・ グループホームや自立生活援助の利用者数の増加は見られるが、福祉施設入所者の地域生活への移行者数は微増傾向であり、自立生活援助をはじめとした障害者の地域での生活を支える各種サービスの整備を更に進めて行く必要がある。また、施設入所者の重度化・高齢化が進む中の地域移行への対応や、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する必要がある。・ そのためにも、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供の機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備には一層取り組むべきであるとともに、整備後も変化する地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の強化・充実を図る必要がある。 <p>(福祉施設から一般就労への移行等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は毎年増加しているほか、就労継続支援B型作業所等での平均工賃も毎年度上昇しているが、一般就労への移行者数を更に増加させるためにも、就労移行支援事業の利用者数を一層増加させる必要がある。就労定着支援についても、更なるサービス利用を促す必要がある。
<p>【達成目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」については、実施自治体数が増加しており、本事業に対する取組みは、着実に進んでいるものと思慮する。地域包括ケアシステムが各地で構築されていくことにより、精神障害者が地域で暮らすことができる体制が整い、長期入院患者数の減少が進む効果が期待できる。また、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着についても推進していく必要がある。
<p>【達成目標3:障害児支援の提供体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の実施体制の確保、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についてすべての市町村で1箇所以上確保することを目標とし、障害児通所支援等に関する地域支援体制の整備を進めることが求められる状況である。

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1: 障害者の地域生活を総合的に支援する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度を初年度とする第6期障害福祉基本計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについては、社会保障審議会障害部会で議論を重ね、本年5月に改正後の基本方針が告示された。 改正後の基本方針では、入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨が記載され、障害者の重度化・高齢化の状況を踏まえ、令和5年度末における目標値について、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 福祉施設から一般就労への移行については、令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とするとともに、就労移行支援、就労継続A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数の目標値を定めることとともに、定着率については、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 <p>【達成目標2: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成目標2については、目標値の達成に向け、引き続き当該事業の実施を進めるとともに、令和3～5年度の第6期障害福祉計画において、成果目標である退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇(316日以上)も合わせて評価すること、精神障害者の地域への移行・定着の達成度合いを評価していくことにより、一層の目標達成のための取組みを実施していく。 <p>【達成目標3: 障害児支援の提供体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から令和5年度の第二期障害児支援計画においても、引き続き、同様の目標に向けて取組を進める。 また、整備の方法として、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられることを明示する。 このほか、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本とする、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
--	----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第9回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキング(令和2年9月4日開催)で議論いただいたところ、以下の4点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p> <p>①総合判定について、主要な指標のうち2つ(指標1及び指標7)の達成状況が未達となっているため、「B(達成に向けて進展あり)」という評価は再検討を行うべき。 ⇒ 総合判定について再検討を行った結果、達成項目が「(×)」となった指標1及び指標7については、上記「有効性の評価」に記載したとおり、目標に向かっていないわけではなく、施設入所者に占める重度障害者の割合が高まっていることや、障害者雇用率の引き上げ等の外部要因も背景にあると考えている。ただし、現行の取組の継続では、目標達成には相当な期間を要すると考えられる。当該施策目標は、指標12個全てを主要な指標として判断し評価を行っているが、評価を行うことができた7項目のうち「(○)」が3項目、「(△)」が2項目であることなども総合的に勘案し、目標達成に向けて一定程度の進展があったと認められることから、目標達成度合いの測定結果を③から④に見直した。</p> <p>②障害サービスが多様化する中で、より丁寧な評価を可能とするため、達成目標の立て方(達成目標1における生活支援と就労支援)や施策目標の立て方を検討するべき。 ⇒ 指摘を踏まえ、達成目標の立て方については令和3年度事前分析表の作成時に、施策目標の立て方については令和4年度を始期とする「厚生労働省における政策評価に関する基本方針(第5期)」の策定時に検討する。</p> <p>③目標未達となった指標1及び指標7について、その要因を評価書に記載すべき。 ⇒ 「有効性の評価」欄に、指標1及び指標7について、目標未達となった要因を記載した。</p> <p>④平成30年度を始期とする第1期障害児福祉計画に係る指標10～指標12の平成27年度～平成29年度の実績値が「-」となっているが、これらの施設又はサービスは平成30年度以前から存在していたため、実績値だけは示すべき。 ⇒ 平成29年度以前は、障害児福祉計画策定前であり、設置自治体数の把握ができていないため、参考数値として事業所数を記載した。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年3月31日 厚生労働省告示第116号) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_322988_00007.html 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援情報ポータル URL http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>障害保健福祉部企画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企画課長 源河 真規子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	-------------------	---------------	--------------------	-----------------	---------------